

平成 22 年 5 月

保護者各位

清須市教育委員会
星の宮小学校長

災害時における児童生徒の登下校について

災害時における児童生徒の登下校の取り扱いにつきましては、下記のようにいたしますのでよろしくお願いいたします。

記

1 台風の場合

(1) 登校前に暴風警報が発令されている場合

- ① 始業時刻 2 時間前までに警報が解除された場合には、平常通りの授業を行います。
- ② 始業時刻の 2 時間前より午前 11 時までに警報が解除された場合には、解除されて 2 時間たってから当日の授業を始めます。
- ③ 午前 11 時を過ぎてから警報が解除されるか、または、引き続き解除されない場合には、休校とします。
- ④ 給食について

前日午前 11 時までに給食を実施するか中止にするかが決定され、学校へ連絡が入ります。(月曜日に台風の襲来が予想される場合は、金曜日に判断されます)

前日に給食が「中止」と決定された後、当日、暴風警報が発令されなかったり、解除されたりして登校が可能になった場合は、「弁当持参」になります。

(2) 登校後に風雨が強くなった場合

- ① 暴風警報が発令される前においても、状況により、清須市教育委員会の指示により下校させる場合があります。その場合には教職員が付き添います。

(3) 登校後に暴風警報が発令された場合

- ① 安全に帰宅させることができるときは、集団下校させます。
※ 状況により、教職員が付き添います。
- ② 下校が危険な場合には、危険がなくなるまで学校に待機させます。

- ③ 下校後の安全等、各ご家庭でご配慮をお願いいたします。

2 その他の警報（大雨，大雪，洪水等）が発令された場合

原則として、平常通り授業を行います。

ただし、そのときの状況により、臨時休校あるいは一時家庭待機の措置をとることがあります。

大雨が降り、市防災本部が避難準備通報を発令した場合、休校となります。(市防災本部による防災無線放送があります。)

3 地震の場合

(1) 地震による被害が出た場合

- ① 登校前に地震による被害が出た場合
 - ・ 被害が大きく登校が困難な場合は、自宅あるいは指定避難場所に待機して、市の防災無線放送による連絡、または学校からの指示を待ってください。
- ② 登校後に地震による被害が出た場合
 - ・ 被害が大きく下校が困難な場合は、危険がなくなるまで学校に待機させます。その場合は、各ご家庭より迎えに来ていただきます。
 - ・ 状況により、教職員が付き添って、集団下校させます。

(2) 「東海地震注意情報」が発表された場合

- ① 登校前に「東海地震注意情報」が発表された場合
休校とします。
- ② 登下校中に「東海地震注意情報」が発表された場合
教職員および P T A 委員さんの協力により、帰宅させます。
- ③ 登校後に「東海地震注意情報」が発表された場合
授業を中止し、教職員および P T A 委員さんの協力により、すみやかに集団下校させます。
- ④ 「東海地震予知情報（警戒宣言）」が発令されず、「東海地震注意情報」が解除された場合
暴風警報解除の場合と同じ。

異常気象および災害発生等により、休校または始業時刻を変更する必要が生じたときは、緊急メールや P T A 委員さんを通じて連絡いたします。状況に応じて、市の防災無線放送でも連絡いたします。

よく見えるところにはってください。